

[事案 2019-151] がん診断給付金支払請求

・令和 2 年 1 月 21 日 裁定終了

<事案の概要>

がん診断給付金の支払限度について、誤解するような情報を与えられたことを不服として、2 回目のがん診断給付金の支払い等を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

前立腺がんに罹患したので、平成 2 年 12 月に契約したがん保険にもとづき給付金を請求したところ、不支払いとなった。しかし、以下の理由により、がん診断給付金の支払い、もしくは平成 16 年 4 月以降の既払込保険料を返還してほしい。

- (1) 平成 16 年に胃がんにて診断給付金を受け取った際、保険会社からは、以降の診断給付金は支払わないとの説明は一切なかった。
- (2) 每年送付されてくる保険会社からのメールにも、診断給付金の金額等の記載があり、他のがんを発症した場合には診断給付金が支払われるものと思い、従前と変わらない保険料を支払い続けてきた。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 約款の規定により、診断給付金の支払いは、各被保険者につき 1 回のみと定められている。
- (2) 約款、パンフレット、契約のしおり及び当社からのメールには、診断給付金の支払限度が記載されており、申立人の誤解は想定し難く、仮に誤解があったとしても申立人には重過失がある。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会では、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、申立てに至る経緯を把握するため、申立人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人が、2 回目のがん診断給付金が支払われると誤信したとは認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。